

子ども・文教委員会協議会資料

【資料目次】

- 1 令和3年度6月補正予算(案)の概要について・・・・・・・・・・ P 2
- 2 岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・ P 5
- 3 岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・ P 8

令和3年6月4日
岡山っ子育成局

令和3年度6月補正予算（案）の概要について

1 歳出項別予算補正額（岡山っ子育て成局関係）（単位：千円）

款・項	補正前の額	補正額	補正後の額
3 民生費	136,580,477	866,750	137,447,227
10 児童福祉費	59,062,398	866,750	59,929,148

（岡山っ子育て成局関係 歳出予算補正額合計 866,750 千円）

2 事務事業別説明（岡山っ子育て成局関係）

〔第3款・民生費〕（単位：千円）

項・目・事業	補正額	説明	内容
10 児童福祉費	866,750		
1 児童福祉総務費	852,650		
子育て世帯生活支援特別給付金	764,650	子育て世帯生活支援特別給付金、岡山市独自に上乗せして子育て世帯生活支援金を支給するもの	子育て世帯生活支援特別給付金 616,650 子育て世帯生活支援金 148,000
子育て世帯生活支援特別給付金支給事務費	88,000	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴う経費	通信運搬費 2,228 手数料 2,156 電算業務委託料 5,000 事務委託料 78,611
16 認定こども園費	14,100		
認定こども園整備費	14,100	幼保連携型認定こども園の整備関連経費	手数料 1,043 調査委託料 4,157 測量設計等委託料 8,900

令和3年度6月補正予算(案)の概要について

〔事務事業名〕 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)を支給する。

また、岡山市独自の上乗せとして「岡山市低所得の子育て世帯生活支援金」を支給します。

2 事業内容

(1) 対象者 約7,400世帯、対象児童約12,300人

低所得の子育て世帯の内、ひとり親世帯として特別給付金の支給を受けていない世帯(その他世帯)であって、

① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受け、かつ、令和3年度分の市民税等均等割が非課税である者。(申請不要)

② 対象児童(18歳年度末までの子(障害児については20歳未満)。令和3年4月1日から令和4年2月末日までの間に生まれた児童を含む。)の養育者であって、令和3年度分の市民税等均等割が非課税である者、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の市民税等均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者。(要申請)

(2) 給付額

- ・「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」 児童1人当たり5万円
- ・「岡山市低所得の子育て世帯生活支援金」 1世帯当たり2万円

(3) スケジュール

- ・7月中にコールセンターを設置。
- ・8月中に対象者①へ支給開始。対象者②に対して専用受付窓口開設。受付後、可能な限り速やかに支給。

3 事業費

(1) 歳出額	852,650千円	
・事業費	704,650千円	
「子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」		616,650千円
「岡山市低所得の子育て世帯生活支援金」		148,000千円
・事務費	88,000千円	

(2) 財源内訳

- ・国庫支出金(補助率 国10/10) 704,650千円
- ・一般財源 148,000千円

令和3年度6月補正予算(案)の概要について

〔事務事業名〕 認定こども園整備事業(浦安・芳泉認定こども園(仮称))

1 補正理由

令和6年4月開園予定の浦安・芳泉認定こども園(仮称)について、当初予算編成時には完了していなかった設計委託料等の積算が完了したため、歳出予算及び債務負担行為の補正をするものです。

2 主な内容

認定こども園の建築設計業務及び地質調査業務 等

3 事業費

(1) 歳出額	14,100千円
(内訳) 調査委託料(地質調査業務委託)	4,157千円
測量設計等委託料(設計委託)	8,900千円
手数料	1,043千円

(財源内訳)

地方債	合併推進債	11,100千円
	施設整備事業債	600千円
一般財源		2,400千円

(2) 債務負担行為設定

限度額	20,800千円
-----	----------

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

項 目	概 要
岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 改正理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするもの</p> <p>2 主な内容 家庭的保育事業者等における記録等について、電磁的記録により行うことを可能とする等</p> <p>3 施行日 公布の日 ただし、目次の改正規定及び第5章の次に1章を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。</p>

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岡山市条例第121号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第21条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p> 第1節 通則（第27条）</p> <p> 第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）</p> <p> 第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）</p> <p> 第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）</p> <p>第5章 <u>事業所内保育事業（第42条—第48条）</u></p> <p>附則</p> <p> （保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p> （1）及び（2） （略）</p> <p> （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第21条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p> 第1節 通則（第27条）</p> <p> 第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）</p> <p> 第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）</p> <p> 第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）</p> <p>第5章 <u>事業所内保育事業（第42条—第48条）</u></p> <p>第6章 <u>雑則（第49条）</u></p> <p>附則</p> <p> （保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p> （1）及び（2） （略）</p> <p> （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4</p>

_____において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2から4まで (略)

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 及び (2) (略)

項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2から4まで (略)

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 及び (2) (略)

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の 利用者負担額に関する条例の一部改正について

1 改正理由

子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、ファミリーホームへの委託児童が特定教育・保育施設等を利用する場合の利用者負担額を無料とする等のため、本条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正概要

- (1) 令和2年度税制改正において、未婚のひとり親を対象とした控除が創設されたことに伴い、特定教育・保育施設等の利用者負担額に係る市町村民税所得割合算額の算定方法について、未婚のひとり親に係る寡婦(夫)控除のみなし適用規定が不要となったため、削除するもの。 〔改正部分：別表備考〕

【参考】未婚のひとり親世帯に係る利用者負担額(保育料)算定方法の変遷	
平成9年4月～平成30年8月	寡婦(夫)控除をみなし適用した場合の負担額と通常の負担額との差額を減免
平成30年9月～令和3年8月	寡婦(夫)控除をみなし適用した市町村民税所得割の額に基づき、利用者負担額を算定
令和3年9月～	ひとり親控除適用後の市町村民税所得割の額に基づき、利用者負担額を算定

- (2) 特定教育・保育施設等の利用者負担額の算定における、市町村民税非課税世帯に準ずる者として、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者を加えるもの。

〔改正部分：別表備考〕

【参考】小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)
… 児童福祉法に基づき、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を、厚生労働省令で定める養育者(里親を除く)の住居において養育する事業

3 施行日

公布の日 ただし、上記(1)は、令和3年9月分から適用
上記(2)は、令和3年4月分に遡及して適用

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例

新旧対照表

現 行	改正 (案)
<p>別表 (第3条関係)</p> <p><略></p> <p>備考</p> <p>1 <略></p> <p>2 <略></p> <p>3 <u>備考2の所得割を計算する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政</u></p>	<p>附 則 (令和3年市条例第 号)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例は、令和3年9月以後の月分の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用について適用し、同年8月分までの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、改正後の別表備考6の規定は、令和3年4月以後の月分の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用について適用し、同年3月分までの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p><略></p> <p>備考</p> <p>1 <略></p> <p>2 <略></p> <p>(削除)</p>

現 行	改正 (案)
<p><u>令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p>4 <略></p> <p>5 <略></p> <p>6 この表並びに備考4及び備考5の規定にかかわらず、 <略></p> <p>7 教育・保育給付認定保護者が児童福祉法_____第6条の4に規定する里親である場合は、A階層世帯とみなす。</p>	<p>3 <略></p> <p>4 <略></p> <p>5 この表並びに備考3及び備考4の規定にかかわらず、 <略></p> <p>6 教育・保育給付認定保護者が児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である場合は、A階層世帯とみなす。</p>